

高昌国の侍郎について

——その所屬と職掌の検討——

關 尾 史 郎

はじめに

さきに私は麹氏高昌国（五〇一年～六四〇年。以下、高昌国）時代の納税証明書ともいふべき條記文書について検討する機会をもったが^①、その際、田租と丁税の條記文書の一部に、文書の交付者として侍郎が自署していること、しかし田租の文書に自署している侍郎と丁税の文書に自署している侍郎が別人であること、また侍郎は交付者の冒頭に自署しているが、これは儒林參軍（田租）や明威將軍（遠行馬錢）などと同じなので、文書の交付とその前提である諸税の納入に対する関与のあり方も、儒林參軍や明威將軍に等しいと考えられることなどを指摘しておいた。^②

ところで、黄文弼氏^③以来の長い歴史をもつ高昌国の官制研究の成果によれば、高昌国には門下系の侍郎と尚書系の侍郎が併置さ

れており、とくに後者は序列の点で、條記文書にも自署している參軍や主簿の上位にあつたというのが定説と化している。^④したがって條記文書に自署している侍郎についても、それが門下系と尚書系のいずれに所屬する官員だったのかを明確にすることが要求されるのである。もつともさきの儒林參軍や明威將軍が非尚書系の官員であつたことは明白であるから、侍郎についても、ここから尚書系以外、つまり門下系の官員であつたことを類推するのはさほど困難なことではない。

しかしながら私は、そもそも尚書系には侍郎なる官職は設けられていなかったと考えるものである。したがって條記文書に自署している侍郎は門下系のそれ以外ではありえないのだが、この小論はそのことを、侍郎に関する出土文物を中心とした諸史料に対する徹底的な検討を通じて明らかにすることを目的としている。^⑤

① 關尾史郎「トゥルファン出土高昌國稅關係文書の基礎的研究―條記文書の古文書学的分析を中心として―」(一)(二)(三・未完)、『人文科学研究』(新潟大学人文学部)第七四、七五、七八輯、一九八八、八九、九〇年。以下、前稿。

② 前稿(二)、第一節第五項、および(三)、第一節第三項、参照。

③ 黄文弼「高昌官制表」(同氏『高昌第一分本』北平・中国學術団体協會西北科学考古团理事会、一九三二年)、『域集』、ならびに黄烈編『黄文弼历史考古論集』北京・文物出版社、一九八九年、所収)。

④ 門下系の侍郎と尚書系の侍郎の併置を説く諸研究を上げておく。嶋崎昌「麹氏高昌国官制考」(『中央大学文学部紀要』第二八、三二号、一九六三年)、『高昌國史』、所収)、馬雅「略談有關高昌史的幾件新出土文書」(『考古』一九七二年第四期)、『新疆考古』、ならびに同氏『西域史地文物叢考』北京・文物出版社、一九九〇年、所収)、白須淨眞「高昌門閤社会の研究―張氏を通してみたその構造の一端―」(『史学雑誌』第八八編第一号、一九七九年)、荒川正晴「麹氏高昌国の官制について」(『史観』第一〇九冊、一九八三年)、陳仲安「麹氏高昌時期門下諸部考源」(唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢・武漢大學出版社、一九八三年)、侯燦「麹氏高昌王國官制研究」(『文史』第二二輯、一九八四年)〔同氏『高昌樓蘭研究論集』烏魯木齊・新疆人民出版社、一九九〇年、所収)、彭琪「麹氏高昌王國行政官職獨議」(『新疆社会科学研究』一九八六年第二期)、彭琪氏のこの論稿に関しては、前稿(三)の註③において、その論旨を誤って紹介してしまったので、本註のように訂正したい)、および王素「麹氏高昌中央行政体制考論」(『文物』一九八九年第一期)など。

⑤ 本稿の作成にあたっては、吐魯番出土文物研究会の會員諸氏、とりわけ荒川正晴氏から多くのご教示をいただくことができた。また東京大学東洋文化研究所の池田温先生からは、先生が作成されたトゥルフ

アン出土の墓碑史料の集成を使用することを認めていただいた。ここにあわせて謝意を表しておきたい。

一 墓碑史料にみえる侍郎——その所属——

周知のように、トゥルファン盆地からは今世紀初頭以来、五世紀から八世紀にかけての墓碑が多数出土している。これらには被葬者本人をはじめとして、その一族が歴任した官職が列記されており、高昌国の官制研究にとっては第一級の史料である。したがって侍郎についても、その就任者ばかりか、この官職自体が高昌国の官制のなかでいかなる位置を占め、いかなる意味を有していたのかを探るためには最も有効な史料であるといえよう。そもそも尚書系の侍郎の存在説も、ほかならぬこの墓碑に史料的な根拠を有しているのである。むしろその唯一の根拠といっても過言ではない。したがってここでは、墓碑にみえる侍郎について、その所属を中心にして検討する。先ず侍郎への就官者を表示してみよう(表、参照)。

侍郎に就官したことが墓碑から確認できるのは、以上の一六例である。これらの墓碑はいずれも高昌故城北郊のアスターナ古墓群から出土したものであり、それ以外、例えば交河故城近郊のヤールホト古墓群から出土した墓碑からは侍郎への就官例を検出す

ることはできない^③。このことはアスターナ古墓群に埋葬された官人、すなわち國都の高昌にあった官人が侍郎の地位を独占したことを示している（このことは侍郎が國都以外、つまり諸郡県の官府には配属されていなかったことを示唆している）。しかも一六例中、張氏の出身者が一四例までを占めており、その他には王氏と聶氏の出身者が各一例みえているだけである。ところでこの張氏こそは、白須淨眞氏が論じたように、王室麴氏と相互に婚姻關係を結んでいたこの國隨一の名族である敦煌の張氏にはかならない^④。なかでも^⑤の張武忠、^⑥の張鼻兒は父子であり、^⑦の張懷叔は張鼻兒の孫に当たる。したがって侍郎への就官者は國都の高昌にあった官人一般ではなく、張氏のごとき特定の名族によってほぼ独占されていたと考えられるのである。

また一六例中、半数以上の一〇例には侍郎の直前に「新除」の二字が冠されており、侍郎が初任官であったことが判明する。^⑧の張懷叔もその墓誌に「年在襁褓、僞授吏部侍郎^⑨」とあるので、初任官だったと考えてよからう。これらとは反対に、侍郎が初任官でないことが明らかなのは、明威將軍から転じた張洪と田地郡の省事から転じた張鼻兒の二例だけである。ここから、白須氏が侍郎を名族の初任官としたのは基本的に承認されるべきであらう^⑩。一方侍郎からいかなる官職に転遷したのかという点についても簡

単にみておくと、追贈も含めて二三例中五例までが殿中將軍に転じており（追贈を除くと一〇例中五例）、侍郎→殿中將軍という転遷のコースの存在が想定できる。この殿中將軍は、軍事關係の官職を歴任した張氏以外の國都の官人にとってはおそらく追贈の官としてあったと思われるので、^⑪同じように國都にあった官人でも張氏に代表される名族とそれ以外の氏族の出身者としては、初任官ばかりか、官職の転遷のコース、すなわち官歴においても明確な差別が行なわれていたことを知ることができよう。

ところで一六例のうち^①、^④、^⑤、および^⑥の四例には、「王國侍郎」とある。この王國侍郎を門下系の単なる侍郎とは異なる存在とする見解があるようだが、^④と^⑤では、いずれもその妻の墓誌に「王國侍郎」とあるものが、本人の墓誌ではその他の九例と同じように単に「侍郎」とのみあるので、両者は同一であったことがわかる。おそらく前者は後者の正式名称ではなく、雅号といった程度のものであったのではあるまいか。それでは、この侍郎（以下、王國侍郎を含む）の所屬していた官府はどこだったのだろうか。上奏文書をはじめとする文書史料を援用すれば、それが門下系であることは容易に想像がつくが、「王國」の二字のなかにも、この問題を解決する手がかりがある。この「王國」が高昌國を指すことはいうまでもないが、あえて不必要とも思えるこの

表 墓碑史料にみえる侍郎就官者一覧

No.	姓名	官 歴	就任年代	墓 碑 表 題	整理番号	録 文
1	張 遁	王國侍郎(→遷・殿中將軍)	六世紀中期	建昌四(五五八)年二月張遁墓表	72TAM169:1	侯, 11(569)
2	張 洪	(新除・明威將軍→) 補・侍郎(→轉・財官校尉・滄林令)	六世紀中期	建昌二(五六二)年十一月張洪墓表	72TAM170:2	侯, 12(570)
3	張武忠	新除・侍郎(→轉・殿中將軍)	六世紀中期	延和六(六〇七)年五月張武忠墓表	69TAM114:1	侯, 36(576)
4	張 順	新除・王國侍郎(→轉・殿中將軍)	六世紀後期	建昌二(五五六)年三月務忠妻高氏墓表	73TAM522:1	侯, 10(569)
				延和十二(六一三)年四月張順墓誌	73TAM113:1	侯, 44(579)
5	張阿質	新除・王國侍郎(→轉遷・殿中將軍)	六世紀後期	延昌卅(五九〇)年三月張順妻馬氏墓表	73TAM113:2	侯, 24(573)
				重光元(六二〇)年二月張阿質墓表	72ATM199:8	侯, 51(581)
6	鞏 某	新除・王國侍郎(→轉・交河戸曹司馬)	六世紀後期	延昌卅一(六〇一)年九月張阿質妻翹氏墓表	72TAM199:9	侯, 31(575)
				延和元(六〇二)年九月鞏某妻楊氏墓表	阿斯塔那出土	黃 a, 57
7	張 愬	兵部侍郎	七世紀初頭?	長安三(七〇三)年某月張愬墓誌	73TAM508:1	侯, 140(610)
8	張延衡	新除・侍郎(→轉・門下校郎)	七世紀初頭?	貞觀廿(六四六)年十月張延衡墓表	Ast. i. 4 =	スタイン, 1035
9	張仲慶	新除・侍郎(→遷・東宮諮議參軍)	六一〇年代	重光元(六二〇)年三月張仲慶墓誌	73TAM504:34	侯, 90(591)
				延和十一(六一二)年二月張仲慶妻焦氏墓表	72TAM200:2	侯, 53(581)
10	張鼻兒	(新除・田地郡省事→) 遷・侍郎(→追贈・建義將軍・都繕曹郎中)	六一〇年代	重光元(六二〇)年二月張鼻兒墓表	73TAM503:2	侯, 42(578)
				延和十一(六一二)年五月張鼻兒妻翹氏墓誌	73TAM503:1	侯, 50(581)
11	張弘遁	新除・侍郎(→轉遷・祀部司馬)	六一〇年代	重光二(六二一)年五月張弘震墓誌	73TAM116:2	侯, 43(578)
12	張 某	新除・侍郎(→追贈・諮議參軍)	六三〇年代?	義和元(六一四)年十二月張頭子妻孟氏墓表	73TAM116:1	侯, 45(579)
				延壽九(六三二)年五月張某墓誌	Ast. i. 6. 08	スタイン, 983
13	張善哲	新除・侍郎(→追贈・諫議郎)	六三〇年代?	延壽十二(六三五)年閏四月張善哲墓表	73TAM504:29	侯, 64(584)
				貞觀十六(六四二)年十二月張善哲妻趙法靈墓表	73TAM504:28	侯, 87(591)
14	張懷寂	吏部侍郎(→唐・西州行參軍)	六三〇年代	長壽三(六九四)年二月張懷寂墓誌	73TAM501出土	黃 b, 53
15	王歡悅	新除・侍郎(→轉・殿中將軍)	七世紀前期	永徽三(六五二)年九月王歡悅墓表	Ast. ix. 1 =	スタイン, 1036
16	張 歡	吏部侍郎	七世紀前期	72TAM199:1	72TAM199:1	侯, 95(593)
				永淳二(六八三)年二月張歡妻翹氏墓誌	69TAM117:1	侯, 128(605)

* 侯: 侯 燦「解放後新出土魯番墓誌録」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第五集, 北京 北京大学出版社, 一九九〇年)

(数字は史料番号、カッコ内は頁数)

黄 a : 黄文弼『增訂本高昌国集』北京 中国科学院·考古学研究所第二号、一九五一年 (以下、数字は頁数)

黄 b : 黄文弼『吐鲁番考古记』北京 中国科学院·考古学研究所第三号、一九五四年

スไตน์ : A. Stein, Innermost Asia (Oxford Univ. Press, 1928).

二字が挿入されているのは、この官職が尚書系の諸官、例えば長史のように「王府」に所属する官職ではなかったことを示唆している^⑬。高昌国の中央官制、なかんづく尚書系の組織が、かつて高昌王が北魏から驃騎大將軍・西平郡開國公に冊封されて開いた府の府官組織の発展・拡充したものであることについては、夙に嶋崎昌氏の指摘がある。定説となっているこの見解に従えば、「王國」と冠されることもあるこれらの侍郎は、「王府」に由来する尚書系以外の組織、すなわち門下系の官職であったと断定してよからう。^⑭ 門下校郎にせよ通事令史にせよ、この國の門下系の諸官は長史や司馬、あるいは參軍や主簿といった府官的な名称とは無縁であって、独立した政治権力にふさわしいものだったからである。

以上、墓碑にみえている侍郎が、門下系の侍郎であることを推定したわけだが、むしろここで重要なのは、吏部や兵部など尚書系の諸部の名称が冠されているそれ以外の三例である。このうち従来よりその存在が知られていた^⑮の張懷寂の事例こそが、尚書系の侍郎の存在を主張する際の唯一の根拠だったからである。^⑯ し

かも近年の調査と研究によってこれ以外にも、新たに⑦の張翬と^⑰の張歡の二例が確認されたわけで、この事例の増加は、単純に考えれば、尚書系の侍郎の存在説の根拠が一層強化されたことを意味しよう。しかし本当にそうだろうか。むしろ私は全く逆に、尚書系の侍郎は存在していなかったことが、これによってほぼ確実になったと思うのである。その理由は以下のとおりである。

それは、⑦、⑱、および⑲の記された墓碑の作成年代である。彼らの侍郎への就官年代には七世紀という以上に共通性が認められないが、墓碑の作成年代に関しては、等しく高昌國の滅亡から半世紀前後が経過しているという点が指摘できる。三例中最も早い^⑲でも四三年後、最も遅い^⑦では六三年後で、既に八世紀に入っている。これに対して単に侍郎とあるその他の一三例は、高昌國時代か、滅亡直後に作成された墓碑に出ているもので、最も遅く作成された墓碑でも滅亡一二年後の^⑲である。つまり高昌國時代か滅亡直後に作成された墓碑には全て侍郎とあるのとは対照的に、滅亡から半世紀前後して作成された墓碑には全て侍郎に尚書系の諸部の名称が冠されているのである。この事実はいきわめて重

要であると思う。少なくとも単なる偶然として処理されてよいはずがない。それはまた高昌国時代や滅亡直後に作成された墓碑と、滅亡から半世紀前後を経てから作成された墓碑の史的な価値を同一に扱うことはできないということでもある。

いかなる作者がいかなる資料に依拠しながら墓碑の誌文を作成したのか、という問題については、なお今後の検討に委ねなければならぬ点があまりに多いが、少なくとも高昌国時代の官制については、七世紀末期の時点では正確な認識や詳細な知識はもはや期待できなかったということは充分にありうることである。またかりに正確な認識や詳細な知識をなお得ることができたにせよ、唐に滅ぼされてしまった高昌国は「僭偽」の政治権力だったのであり、唐の支配下においては意図的に改竄しなければならぬ事実も少なくなかったことは想像にかたくない。高祖李淵の祖父李虎の諱を避けるため、虎賁將軍や虎牙將軍がそれぞれ武賁將軍、武牙將軍と表記されたなどはその代表的な例であるが、その他にも意図的か否かはともかく、高昌国時代の官職名を既に慣れ親しんでいた唐制にひきつけて解釈し、書き改めるということも行なわれたに相違ない。七世紀後期の墓碑にのみ登場する「從事中郎」や「内散常侍」^②、あるいは「學博士」^③といった官職名は、このように考えてはじめて説明がつかう。ここで問題としている侍郎に

ついても、唐制では門下、中書両省にそれぞれ黃門侍郎と中書侍郎が次官として二名づつあったが、それと同時に尚書省下の六部にも部の名称を冠した侍郎が次官として一名(禮部、刑部、工部)、もしくは二名(吏部、戸部、兵部)づつあったので、このような唐制から、かつての高昌国の侍郎に対する類推がなされたということは大いに考えられるところである。とくに高昌国の侍郎は門下系の官職であっても、唐のそのように黃門侍郎と呼ばれたこととはなく、単なる侍郎にすぎなかったことを想起すれば、このような誤解を生じやすかったとも考えられる。

以上のように考えて大過ないとすれば、尚書系の侍郎の存在説はその唯一にして全ての史的な根拠を失うのであるが、結論を急ぐまえに、高昌国における侍郎の職掌について文書史料から検討しておくきたい。それは、かかる誤解が単に生じやすかったというだけではなく、ある程度までは必然ですらあったことを主張するためには、欠かすことのできない作業だからである。

① これらの墓碑とその史的な価値に関しては、白須淨眞氏の詳細な紹介と考察がある。白須淨眞「高昌墓碑考釈」(一)～(三)・未完(『書論』第一三、一四、一九号、一九七八、七九、八一年。(一)と(二)は、救信雄氏と共著)、「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年—三世紀から八世紀に亘る被葬者層の変遷をかねて—」(『東洋史苑』第三四号、一九九〇年)。

- ② 表中、官歴の項は、侍郎の前後各ひとつづつ上げた。したがって侍郎とのみあるものは前後の官歴が一切不明であることを意味する。また録文の項は、代表的なものを一点だけ上げた。
- ③ ⑥の瑩某については、その根拠となった妻の楊氏の墓碑の出土地に関して諸説ある。黄文弼氏は『專集』ではヤールホト出土としたものの(同、二六葉表)、『專集』では、アスターナ出土に改めた(同、一二六頁)。白須淨眞氏は黄氏の旧説を支持しているが(同氏、前掲「高昌門閼社会の研究」、註⑩、参照)、瑩氏が馬氏高昌国において、出生に麹氏高昌国の初代国王となる麹嘉とともに長史を務めた瑩順禮を出した一族であつてみれば、国都の高昌にあつた可能性もすてきれず、本稿では黄氏の新説に従つておきたい。
- ④ 瑩氏については、註⑥を、また王氏については、白須淨眞「唐代吐魯番の豪族―墓碑よりみた初期・西州占領策と残留家族の考察を中心として―」(『東洋史苑』第九号、一九七五年)、第二章(二)、参照。
- ⑤ 白須、前掲「高昌門閼社会の研究」、参照。
- ⑥ ①の張通と②の張洪については、白須、前掲「アスターナ・カラホーシャ古墳群の墳墓と墓表」墓誌とその編年、註⑩、参照。
- ⑦ 詳細については、呉震「麹氏高昌国史索隠―從張雄夫婦墓誌談起―」(『文物』一九八一年第一期)、参照。
- ⑧ 『考古記』、五三頁。原文は則天文字。
- ⑨ このうち、②の張洪は特殊な例として処理しよいと思う。註⑥、参照。なお⑩の張敬も、彼に交付された條記文書「延壽十二(六三三)年八月張阿歡入俗租麥殘條記」(STAMIT:5783)を『文書』V、二四二頁)に「田地」とあるので、張鼻鼻のように侍郎に就官する以前に地方官を経験した可能性もある。
- ⑩ 白須、前掲「高昌門閼社会の研究」、第三章、参照。
- ⑪ 「延昌卅二(五九二)年閏正月汎渠園墓表」(『録』『專録』、一二葉背)、「延昌卅(六〇〇)年七月傅子五墓表」(STKMS06:1)を『墓誌録』、五七四頁)、および「延和九(六一〇)年正月鞠孝尚墓表」(『録』『專録』、一六葉背)など。
- ⑫ 侯燦、前掲「麹氏高昌土国官制研究」、彭琪、前掲「麹氏高昌王國行政官職考議」。
- ⑬ 一例だけが、長史に「王府」を冠したものが墓碑にある。「鞏和七(五三七)年七月張文智墓表」(STMS4:1)を『墓誌録』、五六六頁)がそれだが、彼が九三歳で没していることを考慮すると、長史の地位にあつたのは馬氏高昌国時代である可能性も否定できない。
- ⑭ 『高昌國史』、二八八頁。
- ⑮ 単に侍郎とのみあるものなかに、尚書系の侍郎が含まれていた可能性を指摘できるかもしれない。しかし私はその可能性はまずないと思う。それは、郎中、長史、および司馬などの尚書系の官員の場合、いずれも所属する諸部名を冠するのが墓碑では一般的な書式になっていたと考えられるからである。したがってもし尚書系の侍郎であれば、必ずや郎中以下の場合と同様に、諸部名が冠せられたはずである。ましてや侍郎は門下系にもあつたわけだから、それと識別するためにも、諸部名を冠する必要性は一層高かつたといえよう。
- ⑯ 『高昌國史』、二七九頁以下、白須、前掲「高昌門閼社会の研究」、第三章、および荒川、前掲「麹氏高昌国の官制について」、第一章など。
- ⑰ ⑦の張悉は唐の長安三(七〇三)年に埋葬されたその孫張詮の墓誌に、⑭の張懷寂は周の長壽二(六九三)年五月に死亡し、翌三(六九四)二月に埋葬された彼自身の墓誌に、そして⑩の張敬は唐の永淳二(六八三)年二月に死亡し、同月に埋葬された彼の妻麹氏の墓誌にみえているものである。
- ⑱ 唐代の墓碑に高昌国時代の官職を記す際、「僞」字を冠するのが通

例だったことについては、白須淨眞「唐代の西州の武城城の前城主と沙州の壽昌城主—唐代西州の城及びその城主に関する考察のための序章—」〔西北史地〕一九八九年第三期、参照。

⑮ 武貴將軍：「周長壽二（六九三）年二月張富琳墓誌」（73TAM512:14）〈錄〉「墓誌錄」、六〇七頁。

武牙將軍：「唐永徽六（六五五）年二月宋懷慈墓誌」（66TAM44:1）〈錄〉「墓誌錄」、五九五頁）／「唐乾封一（六六七）年十月范永隆夫人賈氏墓誌」（Ast. v. i. 07）〈字〉I. A. III, P. LXXIV〈錄〉ibid. p. 984）。

⑯ 「周長安四（七〇四）年四月唐智榮墓誌」（93TAMI 出土）〈錄〉「拾遺」、五九八頁。

⑰ 「唐龍朔二（六六二）年十月翽善岳墓誌」（〈錄〉『陶齋藏石記』卷一七、一五葉背）。

⑱ 「唐上元二（六七五）年十二月唐誦墓誌」（〈錄〉『城集』、七六頁）。

⑳ 『大唐六典』卷二尚書吏部以下、参照。

㉑ 唐制では侍郎が六部の次官であったことを考えると、①以下の三例が高昌国における尚書系の諸部の次官である長史もしくは司馬をこのように表現した可能性もありうるが、本文にも上げた㉒の張懷寂の例に象徴されるように、若年でこの地位についたものと考えられるので、このような可能性はきわめて乏しいと思ふ。

二 文書史料にみえる侍郎—その職掌—

ここでは出土文書によりながら、侍郎の職掌について考えてみたい。侍郎は各種の官府文書にみえているが、その職掌は上奏文書への通判、案件の伝達、および條記文書への自署の三点に要約

できるので、以下ではこの三点について個別的にみていきたい。

1 上奏文書への通判

侍郎が門下系の官員の一員として、門下校郎や通事令史などとともに通判している上奏文書には以下のようなものがある。

㉒ 延昌廿七（五八七）年四月兵部條列買馬用錢頭敷奏行文書（66TAM48:25, 31）〈字〉『文書』Ⅲ、図一〈錄〉同、七三頁

㉓ 延昌廿七（五八七）年六月兵部條列買馬用錢頭敷奏行文書（66TAM48:28, 32）〈錄〉『文書』Ⅲ、七五頁

㉔ 延昌廿七（五八七）年七月兵部條列買馬用錢頭敷奏行文書（66TAM48:26）〈錄〉『文書』Ⅲ、八二頁

㉕ 延昌廿七（五八七）年八月兵部條列買馬用錢頭敷奏行文書（66TAM48:30, 38, 41）〈錄〉『文書』Ⅲ、八五頁

以上、「侍郎史養生」（養生は自署）

㉖ 義和三（六一六）年屯田條列得水臈麥斛斗奏行文書（67TAM 364:14）〈字〉『歴史文物』、図版一六〈錄〉『文書』Ⅲ、一九五頁

「侍郎和某」、「侍郎陰某」、「侍郎焦某」（いずれも姓のみ）

㉗ 延壽九（六三二）年屯田殘奏（72TAM155:30a）〈錄〉『文書』Ⅲ、二八二頁

「行門下事侍郎〔臣〕高某」（姓のみ）

⑤延壽年間（六二四～六四〇年）都官殘奏（大谷一三〇七〈録〉

『集成』一、四六頁）^⑥

「行門下事侍郎〔臣〕高某」（名の部分は欠損）

⑥延壽年間某部殘奏（大谷二四〇六〈写〉『集成』一、版六六

〈録〉同、九九頁）

「行門下事侍郎〔臣〕麴延陁、行門下事侍郎〔臣〕某善」（延陁、善は自署）

侍郎が門下系の官員として通判している上奏文書は右の八点であり、このうち③から⑥の四点はいずれも五八七（延昌二七）年の兵部上奏で、内容も馬匹の購入に関するものばかりである。また⑦から⑨の三点は高昌国末期の延壽年間のものだが、いずれも侍郎が行門下事、すなわち門下系の最高官たる門下校郎の権能を代行していたものである。^⑧

さてこのなかで注目すべきは、やはり③から⑥の四点である。

『文書』にはこのほかに同年の馬匹購入に関する兵部の上奏文書が四点ばかり収録されており、白須淨眞氏はこの一連の上奏文書の分析から、高昌国においては毎月一日と二十九日に定期的の上奏が行なわれていたことを明らかにしたが、馬匹の購入は、多少の消長はあるものの、ほぼ日常的に行なわれており、そのため

に同年の上奏文書が八点も残存するに至ったものと思われる。しかしこのように同じ年に、同じ兵部から出された同じ案件に関する、しかも定期的になされたはずの上奏なのに、侍郎は必ずしも毎回通判に参加するとは限らなかったのである。もっとも同じことは門下校郎にも指摘できるのであって、侍郎が通判している右記の四点中、⑥から⑨の三点では門下校郎は通判しておらず、門下校郎、通事令史、および侍郎の三者がそろって通判しているのは、この一連の文書のなかで④だけなのである。したがって官員の都合に応じて通判への参加不参加は上奏の都度でまちまちだったものと思われる。このことは門下校郎や通事令史の定員が二名だけだったことを考えれば、理解できぬことではない。しかし侍郎に関しては例外である。残念ながら侍郎の定員については明らかではないが、⑥では少なくとも三名の侍郎が通判することになっており、「官員名籍」^⑨の記載などから判断しても数名という程度にはとどまらなかったことは確実だからである。すなわち門下校郎と通事令史に関しては、上奏文書が作成された時点でたまたま彼らが「牙門」に不在だったということはありえても、侍郎に關してはこのような事態はありえなかったと思われるのである。とすると、この兵部の上奏文書に通判する資格を有していたのは、門下系の侍郎一般ではなく、特定の侍郎に限定されていたと考え

ることはできないだろうか。そうであれば、門下校郎や通事令史の不在説は侍郎についても当てはまることになる。④から④の四点到に通判している侍郎がいずれも史養生であることも、このような推測を裏付けよう。

おそらくは多くの侍郎のなかで、史養生がもっぱら尚書系の兵部に関連する案件の伝達や処理、とりわけその上奏文書への通判を担当していたのではないだろうか。つまり兵部担当の侍郎ということである。④のように考えることによって、一連の上奏文書のなかに、侍郎が通判していないものが存在していることも、侍郎が通判しているものはいずれも史養生であることも、矛盾なく説明できるのである。

2 案件の伝達

高昌国時代の官府文書には、「某傳」という文言が頻出する。これは官員の某がそれ以下の案件をある官府に伝達したことを示しており、^⑩伝達したのが王令の場合は、とくに「某傳 令」と記される。いずれの場合も侍郎を含め多彩な官員が伝達に従事しているが、ここでは、(ア)一般的な案件の官府への伝達と、(イ)王への伝達と王命の伝達にわけて検討する。

(ア) 一般的な案件の官府への伝達

一般的な案件を官府に伝達する場合は、文書中に「官名 + 名 (姓は通常記載せず) + 傳」、もしくは「姓名 + 傳」と表記されている。いまこのうち前者の表記方法にみえる侍郎以外の官名を、門下系、尚書系、軍府系(將軍号)、およびその他にわけて列挙してみよう。

門下系…門下校郎、通事令史、中兵參軍、中郎

尚書系…主簿

軍府系…虎威將軍、威遠將軍、殿中將軍、宣威將軍、明威將軍、

虎牙將軍、將

その他…中書、校尉、薩寶、侍講

官名から判断する限り、伝達に従事したのは門下系と軍府系の官員が圧倒的に多く、尚書系の官員が極端に少ないことがわかる。^⑪もっとも軍府系のうち、虎威將軍号と威遠將軍号は尚書系の郎中や長史に加官されるのが通常であるから、^⑫彼らも本来は尚書系の官員だった可能性が高い。しかし両將軍号とも一例のみで、前者は中書と、^⑬後者は主簿や薩寶とともに登場しており、^⑭このうち中書と薩寶は一例だけ、主簿もほかに一例あるだけなので、^⑮いずれも例外的なケースとして処理してよいだろう。しかしそれとは対照的に、侍郎については、実例を上げるのが困難なほど多くの文

書に伝達者として登場しており、これを尚書系の官員とすること
は不可能である。したがって通常の場合、案件の伝達に従事した
のは、門下校郎以下の門下系官員と、官歴で侍郎と近縁の殿中將
軍、および宣威以下の雜号將軍が中心だったことがわかるのであ
る。^⑩

また注目すべきことは、ある時期において同種の案件の伝達に
従事するのは、特定の官員に限定されていたと考えられることであ
る。例えば「高昌年次未詳(七世紀) □善等傳供食帳」(SOTA
M307:5.1(a), 4/4(a), 4/3(a) <録> 『文書』Ⅲ、二五六頁)は、少
教民族の出身者に対する食糧支給を集計した文書と思われるが、
支給を報告したのべ一三名の官員のうち、一名が三回、三名が二
回出てくるので、実際は八名にすぎない。^⑪ しかもアスターナ三〇
七号墓から伴出した三点の「供食帳」^⑫でも、先の八名中四名まで
が同じ役割を演じているのである。前項でみた兵部の上奏文書で
も、本文の冒頭に明記されている馬匹の購入について報告した官
員は、いずれの場合も「侍郎僧子傳」と記されていて、侍郎の某
僧子だったことがわかる。すなわちこの時期この案件について兵
部に報告を行なう任務は、もっぱら侍郎の某僧子ひとり委ねら
れていたと考えられるのである。

以上のことを考えあわせれば、一般的な案件については、伝達

すべき案件によってその担当の官員が決められていたことは否定
できないのではないだろうか。このことはまた、伝達先となる官
府(それは多くの場合、尚書系の諸部だったと思われるが)によ
って、伝達を担当する官員が異なっていたことを意味しよう。某
僧子の例でいえば、彼は兵部、とくにそれへの伝達担当の官員
(侍郎)であったということになろう。^⑬

(イ) 王への伝達と王命の伝達

現存する文書にみえる王への伝達とは、主として一般から提出
される辞を國王に取り次ぎ、その裁可を仰ぐ場合であり、王命の
伝達とは、符によって中央の尚書系の某部から、地方Ⅱ郡県にあ
るその出先機関に伝える場合である。侍郎以外に、これに従事し
た官員を一括して上げると、以下のようになる。

門下校郎、通事令史、中兵參軍、中郎、威遠將軍

すなわちこちらは、ほとんどが門下系の官員なのである。^⑭ 一般
的な案件の場合には門下系の官員とともに主流を占めた軍府系の
雜号將軍も、ここには全く関与していない。まさに門下系の官の
独壇上というべきで、これこそ彼ら本来の職掌であったといっ
てよいだろう。^⑮ 侍郎もその例外ではなかったことはもちろんである。

3 條記文書への自署^⑤

田租と丁税の條記文書の一部に侍郎が自署している(あるいは、することになっていた)ことは冒頭にも述べたところである。該当する條記文書は以下の四点である。

①延壽二(六二五)年正月張憲兒入俗?租酒條記(72TAM155:

55)〈録〉『文書』Ⅲ、二七五頁)

①延壽十五(六三八)年?二月張明憲入丁正錢?殘條記(72TA

M507:012/18)〈録〉『文書』V、一九六頁)

①延壽十六(六三九)年二月以後汜歡伯入俗正錢條記(41TKM

1:34)〈録〉『文書』V、二頁)

①延壽十七(六四〇)年四月汜歡伯入俗錢・疊條記(⑩に同じ)

四点の内訳は、田租の文書が一点(①)、丁税(①のように、それに類する税負担を含む。以下、田租についても同じ)の文書が三点(①~④)である。田租の條記文書は計一三点が現存しているが、このうち官員による自署の部分が欠損している二点を除く一点中、官員の冒頭に儒林參軍が自署しているものが五点ある(したがって、儒林參軍も侍郎も自署していないものが五点となる)。ここから田租の場合は、非尚書系の官員としては通常儒林參軍が自署することになっていたと考えられるのである。一方

丁税の條記文書は計二点に上るが、半数の六点までが自署の部分を欠損して欠いており、残る六点の半数には非尚書系の官員が自署した形跡はない。したがって丁税の場合は、非尚書系の官員としては侍郎が自署することになっていたと考えてよいだろう。

さてこの四点の文書に実際に自署している官員だが、①には某歡隆、謝遇、および海祐(歡隆と海祐の部分は自署である)の少なくとも三名の、④には張安善(安善は自署)の名がみえている。

④と同一紙面の後方に書写されている①では、「侍郎張」とあるだけで自署を欠いているが、ここに張安善がその名を自署することになっていたのはいまでもない。また①では「安善」という自署だけが確認され、その前方が欠損していて判読できないが、

④から判断して「侍郎張」の三字があったことは疑いがないと思われる。田租の文書と丁税の文書に自署している侍郎が別人であるのは、両者の作成年代に一〇年以上の開きがあることを考えれば当然かもしれないが、注目すべきは、三点の丁税の文書に自署している侍郎がいずれも張安善であるという事実であろう。

先に私は、侍郎をはじめ、儒林參軍や明威將軍など官員の冒頭に自署している非尚書系の官員は、諸税の納入者の到来を尚書系の諸部の官員に伝達すると同時に、納入とその点検に立ち会ったがゆえに、條記文書に、しかもその官員の冒頭に自署することに

なっていたと推定した。たしかに田租、丁税とも非尚書系の官員がはじめから自署することにさえなっていなかった文書も少なくなく、彼らが絶えず上のような形で関与したわけではないことは認めざるをえない。しかし関与すべき場合に限りてみれば、高昌國の最末期において、張安善は納入者のいかに聞わず、丁税の納入に際してはこの役割を果たした（少なくとも、果たすことになつてた）ものと思われる。つまり関与すべき非尚書系の官員は侍郎一般ではなく、侍郎の張安善なのであつた。事例の少なさを考慮していいおせば、侍郎のなかの特定の担当者であつたと考えることができよう。①のように自署していい文書が存在は、このような推定を補強する。なぜならば、本来の役割を果たしたのであれば当然自署したはずで、それを欠くということは、彼がなんらかの理由で不在であつて、関与できなかったものと判断せざるをえない。にもかかわらず彼が自署するようにこの文書が作成されているのは、はじめから彼が関与することが想定されていたと考えられるからである。

諸税の納入先となつた國都の「牙門」には、さまざまな官員にまじつて多くの侍郎がその職務に従事してははずである。しかし丁税の納入先である尚書系の民部に対して納入者の到来を告げ、納入とその点検に立ち会うべき侍郎はそのなかの一部であつたと

いうことになる。これを敷衍すると、彼らは尚書系の民部との連絡、換言すれば案件の伝達を担当する侍郎だつたということになるのではないだろうか。

4 ま と め

以上、文書史料にみえている侍郎の職掌について、上奏文書への通判、案件の伝達、および條記文書への自署という三点ごとに検討してきた。その結果については各項の最後に述べておいたが、上奏文書への通判のみならず、案件の伝達や條記文書への自署についても、そこに登場している侍郎を尚書系の官員と考えるべきいかなる根拠もないことがあらためて確認できた。そしてなによりも重要なことは、通判、伝達、自署のいずれをとつてみても、最低限担当する官府、具体的には尚書系の某部が決まっていたと考えられることである。したがって侍郎は門下系の官員でありながら、職務上ではそれぞれ特定の尚書系の某部と日常的に密接な関係をもつていたことが推測されるのである。

このように考えて大過ないとすれば、高昌國の滅亡から半世紀前後が経過して、唐制にもひきつけて尚書系の侍郎であつたかのごとく彼らの生前の官職が語られたとしても、さして不思議なことではないであらう。

- ① 侍郎の職掌についてはこのほかに、『周書』卷五〇高昌傳に、「每城遣司馬、侍郎相監檢校、名爲城令」とあって、司馬とともに地方郡県に派遣されてその長官となったことがわかるが、白須淨眞氏が指摘しているように(『荒川正晴「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」』に対する同氏の書評『法制史研究』第三七卷、一九八八年)、この記事は信憑性に問題がある。司馬や侍郎の職掌を説明していると解するよりも、司馬や侍郎を歴任してはじめて城令、すなわち太守や県令の地位に上ることができたと解釈したほうが事実に近いように思われるので、本稿では考察対象の範囲外とする。
- ② ⑧と⑨については、『吐魯番出土文物研究会会報』第五一号を併照された。
- ③ 通事令史ではなく、侍郎が門下校郎の権能を代行したことは一見奇異にみえるが、官歴では侍郎から門下校郎に転じた⑧のような例もあるので、両者には通判における序列ほど大きな格差はなかったのではあるまいか。
- ④ A: 66TAM48: 27 <録> 『文書』Ⅲ、七七頁 / B: 66TAM48: 29, 33, 34 <録> 同、七九頁 / C: 66TAM48: 35, 40 <録> 同、八六頁 / D: 66TAM48: 36 <録> 同、八八頁。このうちDだけは紀年が不明だが、ほかの七点と同年とみて大過ないだろう。
- ⑤ 白須淨眞「麹氏高昌国における上奏文書試訳―民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討―」(『東洋史苑』第三三号、一九八四年) 第一章(1)。
- ⑥ 王素、前掲「麹氏高昌中央行政体制考論」、参照。
- ⑦ 王素、前掲「麹氏高昌中央行政体制考論」は侍郎の定員を若干名とつづいてる。
- ⑧ とくべ「高昌年次未詳(六世紀後期)侍郎麴叙等官員名籍」(66TAM48: 48(a), 51(a)) <録> 『文書』Ⅲ、一〇五頁)には、麴叙、善伯

懷柔、子浴、および延慶(いずれも姓は不明)の五名の侍郎の名がある。この名籍はその様式から判断して「高昌年次未詳侍郎頭子等官吏丁俸通名籍」(66TAM320: 13/5, 13/6) <録> 『文書』Ⅲ、四六頁)のような特定の官員だけを抽出したものとと思われるので、五名も侍郎全体のごく一部だったと判断できる。

- ⑨ ただし、史養生が侍郎の地位にあった全期間を通じて兵部を担当していたというわけではない。「高昌年次未詳(六世紀後期)某人請放脱租調辭」(72TAM152: 25, 26) <録> 『文書』Ⅳ、二五〇頁以下)という二点の辭は、「侍郎養生」によって王のもとへ伝えられているからである。また⑨にみえている麹延陀も、「延壽十四(六三七年七月兵部差人看客館客使文書」(72TAM171: 12(a), 17(a), 15(a), 16(a), 13(a), 14(a), 10(a), 18(a)) <録> 『文書』Ⅳ、一三五頁)に「侍郎麹延陀」という自署を残している。この点はなお検討する必要がある。
- ⑩ 祝総斌「高昌官府文書雜考」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯、北京、北京大学出版社、一九八三年)は、「令」字の有無にかかわらず、王の口令を伝達したものと解しているが、伝達の担当者や文書の様式などからして、このような解釈は支持できない。
- ⑪ 中兵參軍と中郎については、陳仲安、前掲「麹氏高昌時期門下諸部考源」、王素、前掲「麹氏高昌中央行政体制考論」、参照。
- ⑫ 高昌国における將軍(号)についてはさしあたり、拙稿「田敏作人文書―小考―トルファン出土高昌国身分制關係文書研究序説―」(下)、『新瀉史学』第二七号、一九九一年)、参照。
- ⑬ 「高昌年次未詳(六世紀後期)奇乃等組細糧用帳」(69TKM33: 1/8(a), 1/9(a)) <録> 『文書』Ⅱ、二九四頁)。
- ⑭ 「義和六(六一九)年九月伯延等傳付麥・粟・床條」(60TAM331: 12) <録> 『文書』Ⅲ、一〇頁)。

- ⑮ 「高昌年次未詳（六世紀中期）建文等傳供糧食帳」（GTAM190: 34）
 (a) 39/2, 38/3, 38/4 〈録〉『文書』Ⅱ、一九三頁）。
- ⑯ 事例は全て『文書』に収録されている文書なので、頁数を上げるに
 とどめた。
- ⑰ 第三冊：七三頁、七五頁、八一頁、八六頁、八八頁、一七一頁。
 第四冊：一三二頁、補遺六四頁、同六五頁。
- ⑱ もっとも、全体で見れば「姓名十傳」の事例が、「官名十名十傳」
 の事例を圧倒的に上回っている。もちろん官名を欠いていても、彼ら
 が広義の官人であることは疑いない。おそらくは下級の文官の吏や武
 官の將だったものと思われる。
- ⑲ この供食帳については、吳玉貴「試論兩件高昌供食文書」（『中國史
 研究』一九九〇年第一期）、参照。
- ⑳ 三回：康師德／二回：明威將軍佛奴、虎牙將軍都子、田阿善／一
 回：竺佛圖、呂僧忠、哇少阿、鄧伽子（一部、推補を含む）。
- ㉑ A: 60TAM307: 5/3(a), 5/2(a), 5/4, 5/2(c) 〈録〉『文書』Ⅲ、二五〇
 頁／B: 60TAM307: 4/2(a) 〈録〉同、二五五頁／C: 60TAM307: 5/2
 (b), 5/3(b) 〈録〉同、二六〇頁。
- ㉒ 註⑨に上げた八名中、某佛奴、竺佛圖、および呂僧忠が前註のAに、
 また某都子がAとBにみえている。なおこのような事実には、「重光三
 (六二二)年十月條列虎牙泥某等傳供食帳」の(一) (66TAM50: 9(a)
 〈録〉『文書』Ⅲ、一六七頁)と、(二) (66TAM50: 9(b) 〈録〉同、一
 七〇頁)のあいだにも指摘できる。
- ㉓ 本文に上げた④から⑥の三点と、註④のCとDである（一部、推補
 を含む）。
- ㉔ 兵部担当の侍郎といっても、史養生がもっぱら兵部が出す上奏文書
 に通判する役目だったのに対して、某僧子は兵部への案件の伝達が主
 要な任務だったと考えられるのであって、任務の分担は予想以上に複

雑だった可能性もある。

- ㉕ 威遠將軍は、「高昌年次未詳（六二〇年代以降）諸臣條列得破被毘・
 破褐囊・絶便索・絶胡麻索頭數奏（一）」(ZTAM15: 29 〈録〉『文書』
 Ⅲ、二八六頁)に一例のみみえているが、これも上奏文書の本文中に
 「威遠將軍臣翹傳」とあるもので、その意味はとりにくい。また「義
 和(六二一)年十月都官下始昌隲司馬主者符爲遣弓師侯尾相等詣府
 事」(ZTAM15: 15 〈録〉『文書』Ⅳ、一七二頁)では、王命(令)の
 伝達者について「吳善慈」とするだけで、その官職を記さないが、例
 外としてあつかうべきだろう。
- ㉖ 陳仲安、前掲「翹氏高昌時期門下諸部考源」、参照。
- ㉗ 本項の記述は、前稿(二)の第一節と同(三)の第一節第二項にお
 ける考察結果を要約したものである。
- ㉘ 前稿(三)の註②で、田租と丁税の條記文書に自署している侍郎が
 別人である事実には注意を喚起したが、これは両者の作成年代を考えれ
 ば当然のことであって、この点に関する配慮を欠いていたので、本文
 のようにあらためた。

おわりに

本稿では、墓碑史料と文書史料を用いて高昌国の侍郎について、
 その所属を中心に考察した。定説となっている尚書系の侍郎の存
 在は認めがたい、これが、至極単純なその結論である。しかしそ
 れにより、田租と丁税の條記文書の一部に自署している侍郎も門
 下系の侍郎であることをあらためて確認することができたと思う。
 彼らが諸税の納入と條記文書の交付に際して果たした役割は、参

軍や主簿など尚書系の官員のそれとは明確に区別されなければならないのである。

本稿ではまた、論証の過程において墓碑史料の記述の信憑性を懐疑することになった。一次史料としての墓碑史料がもつ史料的な価値を軽視するものではないが、それは同じ一次史料ではあっても、文書史料と同列に論じられてはならないであろう。本稿が単に侍郎の所屬といった瑣末とも思える問題の解決のみならず、トゥルファンから出土した各種の文物をめぐる史料論や、さらには高昌国の行政機構や行政運営の解明に寄与するところがあれば、望外の幸いである。

引用文献一覧

- 『專集』：黄文弼編『高昌專集（高昌第二分本）』北京 西北科学考察团理事会、一九三一年。
『專集』：黄文弼『增訂本高昌專集』北京 中国科学院·考古学專刊 第二号、一九五一年。

『考古記』：黄文弼『吐魯番考古記』北京 中国科学院·考古学特刊第三号、一九五四年。

『專錄』：羅振玉『高昌專錄』（同氏『遼唐雜著』乙編、遼東、一九三三年）。

『拾遺』：新疆吐魯番地区文管所「高昌墓磚拾遺」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯、北京 北京大学出版社、一九八六年）。

『墓誌錄』：侯燦「解放後新出吐魯番墓誌錄」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第五集、北京 北京大学出版社、一九九〇年）。

『集成』：小田義久主編『大谷文書集成』第一卷、京都 法藏館・龍谷大学善本叢書五、一九八四年。

『歴史文物』：新疆维吾尔自治区博物館編『新疆歴史文物』北京 文物出版社、一九七七年。

『高昌國史』：嶋崎昌『隋唐時代の東トゥルキスタン研究—高昌國史研究を中心として—』東京 東京大学出版会、一九七七年。

『新疆考古』：新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九八三年。

I. A. Stein, *Innermost Asia* (Oxford Univ. Press, 1928).
(新潟大学人文学部助教)